

平成25年度第3回史跡小田原城跡調査・整備委員会 植栽専門部会 会議録

(第13回)

日 時 : 平成26年1月16日(木) 13:30~16:30

会 場 : 小田原市郷土文化館会議室

出席部会員 : 小出部会長、木村副部会長、小笠原部会員、宍倉部会員、杉山幾一部会員、杉山実部会員、鈴木崇部会員、富田部会員、森谷部会員

オブザーバー : 神奈川県教育委員会 谷口副主幹
文化財保存計画協会 岡西研究員

事務局 : 諸星文化部長、原田副部長

文化財課(大島課長、内田副課長・史跡整備係長、佐々木主査、岩崎主任、飯山主事、土屋主事)、観光課(諏訪間城址公園担当課長・相田係長・二見係長)、都市計画課(磯崎主査)、みどり公園課(今井副課長・早坂主任)、

事務局: 皆さまこんにちは。時間より少し早いのですが、お揃いですので、話に入らせていただきたいと思います。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。それではまず、部長のほうから御挨拶を申しあげます。

事務局: 皆さんこんにちは。年が改まりまして、最初の植栽専門部会になります。旧年中は皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。第一段階の実施計画の実施ということで、11月にクスノキの北東土墨に関しての、クスノキの伐採や剪定というところに、第一歩を印すことができました。ほんとうにありがとうございました。本年も引き続きその後の対応策につきまして、本日お諮りしますいくつかの事項がございますので、ご審議についてよろしくお願いをしたいと思います。北側法面につきましては、樹木の整理と補植等につきましては、部会員の一部の皆様方にお願ひ、ご一任をする形で昨年12月10日にご検討をしていただき、また現場で実際に状況を確認いただきながら、一本一本整理する樹木をお決めいただいているところでございます。本日はその内容につきましても議題とさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。また特に補植の関係につきましては、隣接する旭丘高校さんのことがありますので、私どもとしても、実施計画の中にも配慮については盛り込ませていただいたところでもありますが、また具体的にはやはり、伐採剪定等が進んだ段階でやはり環境がかなり変わったというところで、学校さんの認識としてはかなり環境の変化があったということで、それへの対応をどうしていくかということで、今私どもと学校さんで個別に協議していることもございます。まあまずは補植等、元々計画の中にございました補植等についてご議論をいただければと思います。また今年度、城址公園のモデル的な修景などにつきまして、観光課から概要の説明もございますので、そちらについてもご意見を頂戴したいと考えております。植栽の管理につきまして、また城址公園の整備はそもそも本市の街づくりの非常に中心的な課題でもございますが、また御用米曲輪についても中世の新たな遺構の発見というものが続いておりまして、「池の跡」や「切石敷遺構」など、全国にも類例がない非常に貴重な遺構の検出というものがございましたので、今、全国的に注目を集めているところでございますけど

も、皆様方におかれましてはこの部分の新しい整備のあり方などについて、お伺いする場面が、難しい課題が多々ございますけれども、ぜひご議論をいただければと思います。また、これらの状況を踏まえまして、皆様方により一層のご指導とご協力をお願い申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは専門部会の議事に入ります前に、1月10日付けで部会員から加藤憲一市長宛で提出されました要望書に関連いたしまして御報告をさせていただきます。同要望書につきましてはその写しを各部会員の皆様にお送りさせていただいたところですが、その内容が任命権者の責務に関わることでございましたので、事務局といたしましてもその内容を確認し、検討しているところでございます。今日までの状況の御報告となります。要望書にもございますように、小田原城址の緑を守る会が発行した『お城の緑を守る NEWS』第3号において、個人批判と捉えかねない表現ですとか、文化庁監修の『史跡等整備のてびき』における文章の引用に誤りがあるということがございましたので、部会員に対しまして、引用誤りについて確認を行いまして、今後このようなことがないように注意いたしましたところ、部会員からは『承りました』とのご返事をいただきました。これをもちまして、任命権者であります市側が適法な範囲で行った対応とさせていただきます。以上、要望書についての市側の対応状況として御報告させていただきます。

なお、部会員様におかれましては、改めてここで確認させていただきますけれども、今後、この指摘のありました点につきまして、ご配慮いただくということによろしいでしょうか。

部会員：よろしいです。

事務局：ではこの件につきまして、なんて言いましょう、この専門部会の会議の環境をより良くしていくよう、我々事務局も最善を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして前回、部会員から提出いただきました植栽専門部会会議環境健全化に関する申し合わせ事項についてでございます。これにつきまして調整をいただきたいと存じます。お手元にお配りしてある資料をご覧頂きたいと思っておりますが、本件につきましては、一旦事務局で預からせていただきますというふうに前回の会議で申し上げさせていただきましたけれども、法務部門等の市の内部で関係部署と調整させていただきました。その結果、植栽専門部会相互の了解事項、部会内のルールとして取りまとめているという扱いが適当であろうという見解でしたので、そのようにさせていただきますと存じます。ただ、お手元の資料にございますように、前回部会員から頂戴しました「案」の中にありました、項目の5でございますけれども、これは実質上の懲罰規定ということになって、懲罰権ですとか人事権のおよぶ規定ということになってしまいますけれども、これは、こういった権限までは、部会長にも部会にも与えられていないんだということでございました。そういった点がございまして、今回事務局からお示しするものとしたしまして、5番を省かせていただいております。で、項目5以外でございますけれども市といたしましても、部会員相互の取り決めにより部会内のルールとして定めるのであれば、これで差し支えないものと考えましたが、内容、文言を少し整えさせていただいております。この件につきましては、事務局といたしましてはそのご説明までというふうにさせていただきます、議論は部会長の進行にお委ねし、部会員の皆様のご議論の中で取りまとめていただければと存じます。それでは、会議前でございますけれども、ここで部会長に進行を一時お預けさせていただきますと存じます。部会長、よろしく

お願いします。

部会長：はい。それでは、植栽専門部会会議環境健全化に関する申し合わせ事項(案)について、市の方から説明がありましたが、部会員間のルールとして定めるといふ方向に進めたいと思いますので、皆さんご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

部会員：はい。申し合わせ事項のこの1は、当然のことだと思います。ですから、こういうふうな申し合わせというのは、1、2、3、4、5まで、この5は一応消えましたけど、それぞれに、それぞれに理由があると思いますけども、1とか2とかはその通りだと思いますけれども、3だとか4ということになりますと、ちょっとまだ十分な討議というか、そういうものも練ってないというふうに思いますので、従って申し合わせをされる場合には、私は反対をいたしますので、申し合わせには参加致しません。

部会長：申し合わせに参加されない？

部会員：ええ。

部会長：となると、意味がなくなるので、どうすればいいかなのですが。具体的にはどういうことかをお話いただけますでしょうか。

部会員：あ、私？今ちょっと文章を読んでいただけるといいのですが、文章を眼で読んで見ていきますけれども、ざっと読みましたら、3番の「会議資料の取り扱いについては、部会及び事務局での会議における開示確認の後、公開すべきものである」というふうに書いてありますけれども、私は審議資料というものはですね、この部会であろうとどんな部会、会合であろうと、いずれもやはり広く見てもらおうというということが、大切なのではないかと思っているのです。ですから、そういうふうなことを規制するような会議の文章に受け取れますので、これはちょっと会議のルールそのものにですね、ブレーキをかけるような感じを受けます。従って、この3番については、私は、文章そのものについて練れてないという意味で反対をします。4番もやや似たような感じですけども。

部会長：特に3番でしょうか。

部会員：特に3番ということではなくて、4番もまあちょっと

部会長：3番も、4番も。

部会員：そうです。

部会長：他にご意見は。このことについて、ご意見はありますか。

事務局：部会長、よろしいでしょうか。3番について事務局から捕捉で説明させていただきます。あの、いろいろ調べたのですけれども、議会とか国会などではですね、告示があった時点をもって配布資料がオープンになるという定めがございますが、例えば私ども市議会の委員会ということになりますと、その定めがないということで、各委員さんが席につかれる、卓上に置かれる時点をもって開示というのが、定めはないものの「原則」とされているのだそうです。それでその前の段階で、その委員会の委員さんには事前に勉強していただく時間を、ということで少しサービスということで事前にお送りすることはあるのだけれども、議会事務局としての考え方としては、卓上に置かれている時点をもって、その資料がオープンだ、というふうな認識で行っています、ということでした。そういうことがございましていただいた原案の中で、私どもとして「会議における開示、確認後に」というふうな言い回しを加えさせていただいております。まあ、議論の参考にさせていただければ

と思います。

部会長：というご説明がありました。要するに会議の前に各部会員に配られている資料というのは、最終版かどうかという問題がある、というふうに僕は考えています。で最終版にするには、まだまだなんか修正があるかもしれない、必ずあるとは言えないと思いますけど、その可能性はあると思うのです。間違いがあったり、各部会員からの指摘があることは十分想定される。で、そういうことがありながら、一方で最終案でないものが喧伝されてっていうか、公開されてそこで別の議論が始まってしまうことは、この、部会員さんも部会員なので、部会員としては、何か手順が違っているというふうに私は正直思っているわけです。ですから、もちろん部会員の方がどなたかにこう見ていただくということは、それはそれぐらいもいけませんよという、そういうなんていうか秘匿事項ではないわけだけど、その最終案でないものが広く出ていってしまうということに関しては、私は部会長としては、ちょっと許すことができないというか、許可はできないというふうに正直思っております。それで、なおかつ部会員の討議を経たのちに、資料が最終のものとして出ていくというのが、それが筋でありまして、先ほど事務局さんが言われたように、その国会等でもそこで議事録等も含めて公開されたもの等をもって、会議資料とするということになっているわけですから、僕はそれに従えば、要は、部会員限りであると。それが別の形で外に流れていってそこでいろんな議論がされるということは、私は認めがたいと思っています。これまでの部会の資料等についても、私の意見ですが、当然配られてくるわけだけど、要はこれを直して下さいということはありませんし、これはこの部会員の皆様の意見によってこれでいいかどうかを諮ったうえで、議論をしたうえで出すというのが、素直だというふうに正直思うのですよ。

部会員：おっしゃる通りと思います。

部会長：ですから、そういうその、この場で委員が確認し、いろいろ意見を言った後に、場合によっては、これは後ほど修正してくださいということも含めて、公開されていくというのが私は筋だと思うので、その意味で3に関しては、私もちょっと市にご意見を言って、そういうふうに直させていただきました。いかがでしょうか。

部会員：あの、今、部会長がおっしゃったのは、僕はその通りだと思うんですけども、この会議資料というのは、会議のこの場に検討資料として出てくるわけですよ。それはなんて言うか、手を加えることもあるでしょうし、場合によってはその通りの場合もあるでしょうし、場合によっては否決、否決って言うか

部会長：この場で、全員で否定することがあるわけですか。

部会員：いやいや、採決しないとかね、ものもあるわけですよ。ですから、会議の資料というのは、本来はその資料が出てくるわけですよ、おぎなりの委員会ではないからね。そこで討議して、これはちょうどこれと同じように、ここはちょっと文章がどうのこうのっていうふうなこともあるでしょうし、これはちょっと、5番のようにこれは省きましょうということもあるでしょう、まあ事務局から出てくるのが多いと思いますけどもね。ですからそういう資料って言うのは事前に配布、会員にね、会員って言うかこのメンバーにですね、配布されてそこで、私は「緑の会」のメンバーの一人ですから、持ち帰ってこういう案が出ているよ、というような話をするには、これは部会員として当然のことだと思います。ですからそれをですね、外に出したりなんかする時にですね、こうい

うものがあるから皆さん聞きに行きましょうというのは呼びかけですからね、当然なのですが、一字一句ね、それを皆さん方に配ってですね、これをどうのこうの、少しプレッシャーをかけようというのは、これは常識ではない話ですね、

部会長：いや、あの部会員さん・・・

部会員：だからそういう意味において会議資料というのは、やっぱり事前に配布して、そして皆さんが理解してもらって、時間をかけて、時間どのくらいは別にしても、そしてここで討議していくのが筋であって、今、国会や議会のことのルールっておっしゃいましたけど、国会や市議会においてもですね、資料そのものについては、公式非公式はわかりませんが、事前ブリーフィングっていうものが行われるわけですね。で皆さん理解して下さいというふうなことで、本会議で一から聞く話ではないってそういうふうなことが普通、僕は会議だろうと思います。従って今部会長がおっしゃったように、最終的に外に出ていくって言うのは、それは当たり前の話でして、本会で決めたことですからね。

部会長：当然です。

部会員：だけどその前の段階はですね、自由な討議っていうのがあって必要なもので、それを時間だとかそういうものについてですね、いろんな提案者の考えがあるのでしょうか、それを縛るようなことはやめましょうよと。ちょっと生意気なことを言いますが、あの、裁判資料というものはどんな場合でも、裁判にかける前に出しちゃいけないってことが法律で決まってるんですね。だけどそれ以外のことはですね、あの、そんなことを決めた法律というものは、ま、私浅学ですけど、ま、ちょっとないんですね。でどこの議会でもルール化しているけども、あるいはなくてもブリーフィングっていうのは行われています。国際間の約束事でも事前に話をして、この前もちょっと申し上げましたけども、解禁の日時はいつですよ、っていうことでもって船出はいつですよって決めるんですね。だから私は何でもかんでも反対って意味ではなくて、会議資料って言うのは、本来は自由であっていいんじゃないのっというそういう発想の元に立っているわけで、決める過程に文句を言ったり、決まったものしか読みなさいよという言い方にとられるとですね、なんか、官報を見ればいい、市報を見ればいい、市報っていうのは官報に準ずるようなやつだと思いますけど、そういうふうにもっていつちやまずいんじゃないかなと思ってですね、この部会に対して私は注文をつけているわけじゃないんです。一般論として、後ろ向きな討議はやめましょうよってことなのです。

部会長：あの、よろしいですか。私が発言しても。あの、今の話、先回も部会員さんの方は紳士的に常識をもって、という話をされたというふうに私は理解しております。

部会員：ええ。

部会長：前半の部分でそういうことを再度おっしゃったなというふうに思うんですが、ちょっと一つだけ今のご説明で気になったのは、資料は自由であっていいというこの、自由の範囲の問題だと思うのです。それも私はものすごく常識的に、いろいろ、正に社会常識の範囲で行われれば、それはそれで構わないというふうに思っているのですが、そういう趣旨で自由と、なんていうか前半にお話しされたような趣旨で自由という言葉を受け取ってよろしいのであれば、私はそれでいいと思うんですけど、いかがでしょうかね。

部会員：ま、自由という言葉も使い方が難しい。

部会長：難しいですよ。ですから、

部会員：だから資料というのは、事前にいろいろと検討する必要がある、検討って言うか見たり話したりすることがあるのだから、そこまで縛りをにおわせるようなことはやめましょうよ。これは小田原市長以下全員、小田原市の、僕は名誉のために敢えて申し上げたいと思います。

部会長：今の部会員さんのお話だと、だいたい申し合わせ事項というものの自身が、常識の範囲でできればいいよ、とおっしゃっているように聞こえるのだけ。

部会員：そう、だから、突然出てきた申し合わせですからね、この会議の中でそういう話が出て、それじゃあ申し合わせしようよというのなら、そうだなあと。じゃ部会員さん、提案したんならそういうふうには原案作ってくださいというのだったら、話は別ですけどね。ある日突然条項はどのこのと出てきて、見たら大変すごい規制をかけるような受け止め方ができるかのような文章あるのは、これはやめたほうがいいよ。と思って発言しました。

部会長：方向性としては私も十分理解できるのだけれど、これはある人の要請があって、部会の中での皆さんの合意で決めるのなら私はそれでいいだろうというふうに正直思っています。あの、若干いろいろこの会に関しては不幸なことが、素直に言えばあるわけで、

部会員：僕もね、かなり幅をもって対応、何もひっかきまわすとかね、時間を長くするとか、そんな意図は毛頭ないのですよね。ですからあんまりこれにこの貴重な時間を費やすことはしたくないのだけでも、一番人間社会で自由であるべきことを、原則論で申し上げますと、それを、資料を縛りつけるような意味合いに取れるような文章を、我々がここで申し合わせするっていうのはちょっと後を向いているんじゃないの、というのが僕の意見なんです。

部会長：まあ私と部会員さんでやってもしょうがないのですが、どうですか。

部会員：すいません。これと、小田原市自治基本条例に14条、「市民および市は街づくりの取り組みを効果的かつ継続的に進めるために、街づくりに必要な情報知識技能等を適宜適切な方法により相互に提供し共有し及び活用するように努めるものとする」とあります。これをきちんと守って、これが出たってことはお互いに情報を共有して、部会員さんがおっしゃるような諸関係者にいろいろ知識を収集して、よりよい方向にもっていこうという趣旨ができましたので、これにきちんと従っていけば、あとはなんていうか、常識の範囲、あと法律上の個人情報との兼ね合いがありますから、そういう問題に関しては注意することにはなりますけど、この方向、自治基本条例をきちんと守って進めていただけたらと思います。

部会員：ちょっと。これね、議会制民主主義の在りようの問題ですからね。やっぱりその議会制っていうのは、代表で議論して、物事を決めていくというそういうシステムをとっています。ですからその議会において一定の責任範囲の意見なり方針なりがまとめた段階で開示して、それで共有していくと。物事がある程度一定段階まで整理されないと、まだ不十分な状態でまわって、それでいろいろ議論が出ると非常に会議の進行というものがスムーズにいかないという面がありますのでね。これはだから、もう一般的にどこの社会の会議でも、その責任を持つ会議の舞台上、よしこれで開示してもう一回皆さんに見てもらいましょうと、そういうふうな責任のある開示の意思決定があって開示されるというのは、これが通常のルールですよ。それに従ってやっているわけですから。やっぱ

りそういったものを尊重しないで、いきなりなんでもかんでもばらまいてということになると、どこで議論集約、責任集約するのかということになっていくわけですから。私はとにかく今ここで出してもらった事務局原案でもう大変結構だと思います。

部会長：はい、わかりました。部会員さんは今おっしゃったけど、この申し合わせ事項そのものに対してのご意見は。

部会員：この趣旨を理解すれば、条例に基づかない形の合意等を作るっていうのは、むしろ条例違反になると思いますので

部会長：いらない。

部会員：逆に不必要。我々が条例違反になるのではないかと思います。

部会員：これは条例じゃないですよ。申し合わせ事項ですから。

部会員：だから公式な条例以外の形、あるいは公式な形以外での私的な申し合わせが、市の行政に関して作られるというのは、逆に公開の立場から法治主義の立場から好ましくないのではと思います。

部会員：また、いいですか。今部会員さんがおっしゃった、なんでもかんでも反対するんじゃないですよ。言葉遣いとして、会議資料の提示というのと部会員さんがおっしゃっている決まったものを開示するっていうこととは全然意味が違うわけですよ。会議資料を提示して、部員があるいは関係者がそれを読んで、それを討議する。討議する段階で常識をはずれてですね、それをなんて言うか全文を外側に出したりなんかするっていうのは、会議の進行としては非常にプレッシャーがかかったりなんかする、雑音が入ったりなんかする。それは常識の範囲内でやらないといけないと思います。それは会議資料の提示というのはそういう性格だろうと思います。だけど会議の討議を経て今度はそれを決めて、開示するというか、広報というか官報というのか、そういうものに提示するということについては、これは当然のことだと思いますけど。それを部会員さんは開示とおっしゃって、今、話されている。その前の段階を僕は言ってるんですよ。

事務局：部会長、もう一回ちょっと補足をさせてください。

部会長：どうぞ。

事務局：先ほど卓上配布された時点というふうに申しましたけれど、これには理由があるんだそうです、議事事務局の話です。つまり、我々事務局側が御委嘱申し上げている部会員さんに対して、まずもって見ていただくべき資料なので、それが、部会員さんが目を通す前に他の方が見るというのは、どちらかというとうどうなのかなっていう、本来は筋論としては、まず御委嘱申し上げた方に見ていただくべきものっていう認識だ、そういうことの意味での卓上なのです。

部会員：それはもう常識ですから

部会長：それはすでに部会員さんもそうである、とおっしゃっているのだと思いますよ、僕は。

部会員：ならばよろしいです。

部会長：だから、その上でむしろ部会員さんのご意見の方が、結構大きな問題であって、私はこういう申し合わせ事項というのは、基本的に多数決で決めるようなものじゃないから、全員合意じゃなきゃまずいよねって素直に思います。要はあの、市役所がなんだかんだ、何条どうのこうのっていうものではないので、全員合意で問題を片づけない限り、これはいつまでたっても案でしかないと、私はそう思いますけど。どうしましょうかね、という感じですね。どなたかご意見ないでしょうか。

部会員：あの、ちょっと。

部会長：はい。

部会員：私がこの案を出したのも、本来ならこんな案を出して、いちいち時間を取りたくないですよ。まったくもう不本意な思いでこれを出さざるを得なくて出しています。やっぱりそれほど議論環境が非常に悪化しているという状態は、ちょっとやはり我慢の限界を超えてまいりましたのでね。ちょっとそういうことで、やはりこの程度の申し合わせ事項のところはもう、やはりきちんとお互いに納得してやるということをやっておかないと、やっぱりまた同じようなことが繰り返されるということがありますのでね。ちょっと私がやっぱりこの専門部会というのを提案した立場のものとして、これ以上こういう議論が悪化していく状況というのは放任しづらいなという気持ちになっております。ですから、まあ、もしこういうことじゃなくて、常識の範囲でやればよいということになると、今までの議論環境の悪化の状態というのはいったい何だったのだろうか、ということですよ。やはりこれは非常に倫理的にも規則的にもかなり逸脱した状況というのが非常に強く出てきておりますので、そういう状況だとちょっと私もこれ以上、この会議に出席するわけにはもういかないという心境になっております。そういうことで、ちょっとそのへんはもうちょっと、その辺のなんていうか倫理的な整理というのは、もうちょっと整えていかなきゃなんないと思います。

部会長：はい。

部会員：あまり議論を長くしたくないのですけどね、今、部会員さんがおっしゃったように、この前の環境がうんぬんっておっしゃって、まあそれがどういうことをおっしゃっているか、わかるような、わからないようなところなんですけれども、それだけご不満があるんだったら、部会長に、ここに出す前にちょっとこういうふうなことがあってと相談された方が私は良かったかなと思います。それからもう一つですね、この程度のことが今後も継続する、守られるかどうかというそういうニュアンスの話をされましたけども、要するに今ここで出ている話というのは、常識の話だったら何も申し合わせすることはないよという話である、皆さんそれを共有されればですね、なにもわざわざいろいろと物議を醸しだすような言葉を並べたものを申し合わせすることはまったくないんで、これから先へ、ものを見るんだったら、それで行きましょう。常識で行きましょう。で、振り返って部会員さんがおっしゃるような何事かわかりませんが、そういうことが起きたらその時また部会長の権限、という失礼ですけど、発言としてですね、あの常識、申し合わせは何だったんだ、ということ収拾されたいかがでしょうか。

部会長：私が前もイエローカードと言ったことがあったけどね。それはそういう感覚です。まさにその会議の資料の扱いとか、こうなんていうかな、議論をする仕方の以前に、やっぱり注意してほしいなあと思ったのは事実ですよ。それが、だから不幸なことと私が言ったのは、そういうことがあったことはあったのです。それは皆さんが認識されていて、これからの問題として、いつまでも後ろを振り返っていてもしょうがないですから、これからはそんなことがないということを皆さんが合意するのなら、それはその合意を大事にするということなのだと思います。

部会員：そうですね。賛成。

部会長：そのためにじゃあ文章がいるか、部会員さんがおっしゃったようにそれ自身は市の条例と抵触するんじゃないのっていうお話もあるわけで、要するにダブルになるというか、条例で定めているとこ

ろに、これは市の専門部会とはいいいながら、委員会で、市の行政委員ということに、多分、なるの
でしょうね、私どもは、ですからそういう立場のほうが、その条例の専決権を無視した別のことを
どうして定めるのっていう、法律の専制権というのが法律の行政法の世界ではあるのですが、そ
んな議論になってしまうっていうお話があるので。だとすればあくまでも全員合意としてやるべき
ものが、そこまではたどり着けないねっていうのが私の今の時点の判断。ただそこを修正しても、
要はまさに紳士協定として任意で定めるといふなら、それはあるというふうには実は思っているの
で、どちらの方向を向いていけばいいかということ、要はあくまでも私的な文書であるという理解で
しかこれは扱えないと思います。

部会員：えーと、これは行政の条例に抵触するようなことになりますか、これ。

事務局：はい。いえ、あの私ども法務に相談している中では、行政側がそういうものを作ってしまうては
いけないのだけでも、皆さんの申し合わせという形で持っているぶんには差し支えないという見解で
ございました。

部会長：私もあんまりこれで時間をとりたくないのだけど。もうさっき、副部会長にだいぶ怒られたん
ですが、早く終われって言う。どうしましょうかね。

副部会長：いいですか。

部会長：どうぞ。

副部会長：あの委員と委員の話聞いても、最終的には、まあ、今までいろんなことがあったということは、
承知は、聞いて承知しています。ですからこれからはですね、先ほど委員が、部会長が言ったよう
に、先を見ていくのだったら、これがあるがなかるうが、やはりルールはルールとして、この
会議の中で、皆さんで話し合ったものは、これからも守っていくというような形で、この紙がある
ないは別にしても、やはりそれは常識的な判断という形で、ま、これからもしまたそういうことが
起こった時には、これはまた皆さんでまた討議しなきゃいけないかもしれないですけど。ま、そこ
まで大人同士の話として、ま、できればこれからのことを考えながら、お互いに逸脱しないとい
う形で会議を進めていったらいいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

部会長：そういうお話があります。

部会員：賛成。

部会長：はい。

部会員：賛成ですよ。

部会長：賛成っておっしゃったの。あの、私ちょっとこれは申し合わせとして皆さん合意がとれるのなら、
まさに紳士協定としてセットすればいいというふうには実は思っていたのですが、今日のお話を聞いて、
この間、その皆さんが常識の範囲でできるように、っていうか、そのやりましょうということ
の合意をしたのだという形で、今回の部会の議事録にちゃんと載せて、そういう精神でこれからや
りましょうと、あるいはこれまでのできごと、私は不幸なできごとと言いますが、不幸なできごと
に関して反省をそれぞれすることもあり、今後は今後のこととして、常識の範囲ないし常識に則っ
て会議を進めていくということに全員合意した、という議事録を残すというのが、実は申し合わせ
よりもよほど文書として残るものなので、これこそ皆さんの行動をこれからある意味縛るとい
うふうに私は理解して、そういう案で今日まとめていきたいというふうに思いますが、皆さんいかが

でしょうか。

副部長：賛成。

部長：副部長もそうおっしゃっている。よろしいでしょうか。じゃあそういうことで、きちんと議事録に残していただいて。

部員：関連して一件、市の方に要望ですけど、さっきの自治体条例の趣旨からして、できるだけ市民にいろいろな情報が公開されて、お互いに議論していくというのが趣旨だと思いますので、やはりこの資料が出た、出方が問題なので、市の方から市民一般に、たとえば同じ文化部でも文化政策課なんか、「市民ホールに関する瓦版」っていう形で、こまめに市民に開示していただいていると思います。そのような努力をしていただいて、ここでの問題になる前に、前にもお願いしましたが、できるだけ市民にわかりやすくここでの議論を公開していただけたら、それに基づいて我々も市民から意見を聞いて、ここにもってくるということもできると思いますので、これは要望ですのでよろしくお願いします。

部長：はい、わかりました。じゃあ部員さんが言われたことも適切に議事録に。ま、そのままっていうのもあるかもしれないけど。

部員：関連した要望でいいです。

部長：ちょっと待って下さい。あの、ちゃんと残していただきます。それでよろしいですね、事務局も。ね、部員さんも。

部員：前にも委員も二回くらい発言していると思うのですが、市にも申し上げているらしいんですが、資料の出方が、ま、部長のおっしゃる不幸な出来事というふうなことか何か知りませんが、非常にね、ブレーキがかかってですね、直前にしか配布されないということで、そんなものはどんどん出してくれというような申し出をしたのだそうですね。私もこの申し合わせが今、議事録に載って、これからについてですね常識の範囲内で取り扱いをするということであればですね、その資料を何もぎりぎりまで待って会議直前にくれるようなかっこうで配布する必要はないと思うのですね。そのへんはシュリンクされているっていうのかな、呪縛をかけられているような、そういうのをぜひ解いていただいて、どうぞ資料は自由にお出しいただきたいと。我々も見る時間を、

部長：私も部員さん、あ、ごめんなさい、部員さんが話している途中で。部員さんがおっしゃったことに関しては、以前から事務局には申し上げております。もう少しどうにかしてくれと。要はどういうのかな、敢えて言えばぎりぎりまで議論してしまうと、そのなんていうのかな、生煮えとは言いませんが、資料としてはちょっとこういうこともあるんじゃないのっていうことを言えなくなってしまうのですよね。まあそれにしてもちょっと前には来ているのは事実ですが。でも一か月前に出して下さいっていう話ではない。そこいら辺の資料の作り方とそれから皆さんへの語り方は、この場でもう一度申し上げておきますが、もう少しその状態を改善していただきたいというふうには私は思っています。あまり行政の中だけで煮詰めてほしくないなという意見は正直もっておりますので、そのことも付け加えておきます。私もそう要望しております。

事務局：はい、部長。真摯に受け止めさせていただきます。どうしても手前で、作成のところで、議論で時間を利用してしまうことが実際ございませけれども、今の言葉は受け止めさせていただき、良い方向に持っていけるよう努力してまいります。よろしく申し上げます。

部会長：よろしくお願ひします。部会員さんよろしいですか。はい、じゃあ。

部会員：はい。私から一言。

部会長：はい。あ、まだある、どうぞ。

部会員：またなんて、そういうこと言わないで。

部会長：もうそろそろ次に移りたかったので。

部会員：それはそうだけどね。ただやっぱり資料というものの考え方の問題があるのですよ。で、資料についてもやっぱり、質のいい資料が出るような状況でなければ、いかに早く出てきてもこれはむしろ混乱の原因になるだけですからね。今まで市の方から私ももっと早く資料を出して欲しいと思っではおりましたけれどね、市としてもいろいろ、なんていうかどういふふうに出していいか、迷っているところがよく見えてくるんでね、まあなかなかそのへんはお尻を叩きにくいという状況がありましたけどもね。ただやっぱりきちっとしたい、できるだけ練れた精度の高い資料を出していただくことが、やっぱり会議の運営から言っても非常に望ましいことですから、ぜひそういうことも心がけて、単に早く出しさえすればいいとかっていうことではないと思います。資料はあくまでも資料であって、その会議の結果の責任議論とはまた違いますからね、できるだけやっぱり資料は資料で、その会議の責任の結論が出たところで一般開示していくってということが望ましい状況ですから、やっぱりそういう原則は守っていつて頂きたいなあとこのふうにお願ひしております。

部会長：はい、じゃあこの件に関しましては以上の通りというふうにしていただいて。事務局には議事録に明確にきちんと整理をして書いていただきたいというふうにお願ひします。事務局さん何かありますでしょうか。

事務局：いいえ特にございませぬ。その方向でしっかりしていきます

部会長：では会議を進めましょう。

開会

事務局：では、ありがとうございます。えー、それでは改めまして平成25年度第3回史跡小田原城跡植栽専門部会を開会いたします。さっそく議事に入りたいと思います。本日は所用のため部会員、部会員、部会員が欠席という連絡をいただきありがとうございます。その他の部会員の皆さまはご出席でございます。なおオブザーバーといたしまして、県教育委員会から谷口副主幹にご出席いただいておりますほか、文化財保存計画協会から岡西様が出席しております。

それでは次に資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料につきましては、次第と資料1から資料2まででございますとともに、参考資料といたしまして1 植栽専門部会部会員名簿、2 事務局名簿、3 席次表、4 史跡小田原城跡調査・整備委員会規則、5 植栽専門部会傍聴要領、そして第2回の会議録、未定稿でございますけれども、こちらをお付けしてございます。事前配布のものと卓上配布のものがございまして、ご確認ください。なお、会議録の確認につきましては、何かございましたら恐れ入りますが、1月31日までにメール等ご連絡いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

ちょっと内容のご確認よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは議事に入ります前に、私の方から通例ですけれども会議の公開等につきましてご説明させていただきます。前回までの専門部会でもご説明させていただきましたが、本日の会議につきまして公開とさせていただきます。この会議録につきましては、事務局で取りまとめた後、各部会員にご確認いただき確定稿とさせていただきます。また、傍聴人からの撮影・録音等の許可申請等につきましては、前回までは「議事進行中の撮影は最初のみとさせていただきますが、メモをとる代わりに録音はしていただいてもかまわない。また現地視察の際は、視察に支障のない範囲とさせていただきます。」ということをお決めいただきました。

それでは、議事の進行はここから部会長にお願いしたいと存じますが、まず、この撮影・録音等の許可申請につきまして、本日はどのようにするか、お決めいただきたいと思えます。

部会長：はい、ここからは私の議事進行とさせていただきます。よろしくお願ひします。まあ前段の議論がありました。撮影・録音等の許可申請は毎回のことですが、前回と同じでよろしいと思うので、特にご意見はないと思ひますが、いかがでしょうか。

副部会長：異議なし。

部会長：異議がないようですから前回と同じにしましょう。それで事務局からは毎回のことですが、確認をお願いします。

事務局：はい。それでは、傍聴人の皆さま。撮影・録画は冒頭のみ、議事に入った後は撮影をご遠慮いただく。録音に関しては、構いません。現地視察の際は、部会員の皆さんの視察に支障のない範囲で、ということをお願いします。よろしくお願ひします。以上です。

部会長：はい。じゃあ、本日の次第に従って、議事に入ります。議事としては二つございます。1が御用米曲輪の北側法面の植栽管理について、2が城址公園全体の植栽管理についてということでありまして、まあそれで事務局の方として、2-1モデルケース、25年度のモデルケースの説明に関してはこの場で説明をして、その後、意見をまとめ、北側の法面の現地確認に行きたい、というお話で、そういうことを想定されておりますので、そのことに関してのご意見は、その後、お伺いするということでもいいと思ひます。それではそういうことで進めますので、議題1に対する事務局からのご説明をお願いします。

事務局：部会長。

部会長：どうぞ。

事務局：では私の方から議題1、御用米曲輪の北側法面の植栽管理についてご説明いたします。失礼ながら座らせてご説明させていただければと思ひます。よろしくお願ひします。まず、資料1-1をご覧ください。こちらは、御用米曲輪の北側法面の樹木一覧表でございます。北側法面につきましては、土塁上のクスノキの剪定伐採にかかわります隣接地及び市街地との遮蔽効果を第一に考えて補植を考えているものでございますけれども、この補植の樹木等の成長を促しつつ、植生環境を整えるため併せて剪定伐採をしようとするものでございます。こちらにつきましては、前回の部会におきまして、植栽専門部会の緑の部会員の皆さまにご一任いただいた中で、12月10日に部会員、部会員、部会員、部会員にお集まりいただきまして、北側法面の植栽の検討会を実施いたしまして、現場で実際に状況をご確認いただきながら、皆様の総意によりまして一本一本整理すべき樹木と補植すべき樹木を決めていただいた結果を一覧にさせていただいたものでございます。こちら

危険木ですとか、越境しているものですか、補植する樹木ですとか、生育状況に影響を与えるものなどを赤で表示しましたところが、伐採すべき樹木 11 本でございます。この下の青で塗りつぶしたところが枝下ろしをすべき樹木 11 本でございます。それからなお、樹木番号 123 のムクノキは両方の赤と青の重複しておりますけれども、こちらについては木の最も下の部分から二股に幹が分かれていまして、その太い幹の方を伐採、もう一方を剪定ということで、ご指摘ございましたのでそういうふうに表示させていただいております。それからその下の黄色で表示いたしました表が補植する樹木ということで、中高木 18 本と低木 28 本で合計 46 本をする予定でございます。次に資料 1-2 をお開きいただきたいと存じます。こちらはですね補植樹種の一覧表でございまして、これは現状の状況を見ながら補植する樹木を検討していただいた結果、前回会議でお示した表とは異なっている点がでてまいりました。中高木につきましては、市街地と遮蔽効果を創出するため法面にシラカシとシロダモを用いることにしておりまして、前回の一覧ではスジダイとクロガネモチを表示しておったのですが、これに代わりまして緑の部会員さんの意見でですね、秋に紅葉すると見栄えがするというので、イロハカエデを土塁全体の法尻から中ほどの、土塁の遺構に影響のない部分に 10 本程度、10 本ですね、分散させて植栽することといたしました。それから現在の葉書の語源になったともいわれておりますタラヨウ、このタラヨウ一本をですね緑の部会員さんのお計らいで、隣接学校の南側の校門付近に植栽することといたしました。低木については前回の一覧表と同じでございます。これをすべて補植に使用する予定でございます。次に資料 1-2 の下の補植模式図をご覧くださいと思います。北側法面の覆土部分の法の肩には、隣接地との遮蔽効果をねらって、低木を植栽いたします。それから、ヤブツバキは赤い花、サカキは白い花をつけることから北側道路や隣接地から見た時に、景観の創出効果もあるんじゃないかということで、こちらもそうした意味で植栽する予定でございます。それから覆土部分の土塁の遺構に影響のない、法の中ほどや法尻には、落葉樹など、先ほどもご説明いたしましたイロハカエデ 10 本を分散させて植栽いたします。こちらご存知の通り、秋の紅葉による景観の創出効果をねらったものでございます。こちら北側の道路や隣接地から見た時に映えるんじゃないか、といったご意見でございます。そして法尻にはシロダモやシラカシなど、市街地全体との遮蔽効果をねらって中高木を植栽するものでございます。つぎに恐れ入りますけれども、A3 の方袖折になっております資料 1-3 をお開きになっていただきたいと思います。こちらは北側法面の樹木整理の計画図でございます。先ほどの資料 1-1 の樹木一覧とリンクさせておりまして、整理対象の木の配置を示したものでございます。色も凡例にございますように、赤青黄と資料 1-1 の色とリンクさせておりまして、赤は伐採すべき樹木、青が枝下ろしすべき樹木、黄色は補植する樹木を表示しております。伐採と剪定すべき樹木は傾斜して危険なものですとか、敷地を越境しているもの、自らの生育状況が良くないもの、それから周囲の樹木の健全な生育に支障があるもの、それから補植する樹木の成長に悪影響を及ぼすもの、それらの理由によりまして、それが置かれた位置によりまして剪定か伐採か、緑の部会員の皆様判断してくださいましたものでございます。まず、図 1 の北側法面の東側の図でございまして、これがナースセンターのフェンス側の赤で示した 4 本、これは敷地を越えて、一部建物の屋根に付く、迫り出ている枝があるなどからこれは伐採する予定でございます。それからその西側の薄青で示した三本でございますけれども、こちらは枝下ろしする予定でございます。それから恐れ入りますが次のページ、計

画図②をお開きいただきたいと思います。こちらが北側法面の西側の図でございまして、伐採する予定でありますのが赤で表示してある数字のものでございます。それから枝下ろしするものが薄い青で表示したものでございます。それから123番は先ほどもちょっと触れましたが、二色になっておりますけども、こちらは二股に分かれておって、太い幹の方を伐採、一方を剪定としたものでございます。それから次に補植する樹種は、黄色で表示してございます。東側から見ていただいて、シロダモが続いているんですね、シラカシ、それからその先にですね、アオキ10本、これを分散させて植樹しまして、それからヤブツバキを3本、これもちょっと離れた形で、その上の所に補植する予定でございまして、それから図の中央部の法尻付近にシラカシ2本とシロダモ1本植樹する予定でございまして、それから隣接学校の校庭の南側の校門付近に先ほども触れましたタラヨウを1本補植する予定でございまして、それからヒサカキとサカキを5本ずつ、分散させる形で植樹する予定でございまして、それから先ほども再三申しています紅葉による景観創出が望めるということでイロハカエデ10本を法尻から土塁の遺構に影響がない法の中程のゾーンに効果的に補植するという予定でございまして、こちらはなかなか図上ではイメージがわからないところがございまして、のちほど現地を見て私どもと、あと部会員と部会員のほうからご説明させていただきたいと思っておりますので、ご確認いただければと思います。緑の専門部会員の皆さんに現地を確認しながら取りまとめたいただいた計画でございまして、これについては専門部会でお認めいただければと存じます。なおこの植栽管理の実際の工事につきましては、ただいま隣接する学校と話し合いを行なっているところでございまして、また予算的な問題なども恥ずかしながらございまして、今年度中に全ての工事を行なえないことも予想されますので、変更が生じた場合は、次回の部会でご報告させていただきまして、新たに変更が生じた場合は来年度の植栽管理工事の中で予算を確保しておりますので、その中で対応してまいりたいと考えております。これらの作業にあたりましては改めて緑の部会員さんにご指導いただきながら、進めていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でいったんここでの説明を終わらせていただきます。緑の部会員の部会員と部会員に補足説明があればお願いしたいと思っております。

部会長：後でもあれもありますから、簡単な説明をお願いできれば、後でもよろしいけど。

部会員：現場でお話したほうが、理解が早いのではないかと思いますので。

部会長：それでよろしいですか。

部会員：じゃあ私が。今事務局から説明がありましたとおり、12月10日に私ども四名の植栽の方の専門家がですね、現地を見させていただいて主に目隠しを必要とされるのではないかと、というような所を重点的に植栽の計画をさせていただいた、ということでございます。いずれにしてもカーテンのような遮蔽をすべてするって言うのは不可能でございまして、あとは木の育成を、木が育つのを待つと、待ちながらいい景観を作っていくというところを見ていただきたいのですね。木の成長というのはやはり相当年数がかかりますので、なんだよ、と、こんなのを植えてなんだよという思いもおありでしょうが、それは5年後10年後、十分に景観に耐えうる、そういう位置に木を配置したつもりでございまして、以上です。

部会長：はい、ありがとうございました。北側法面の植栽管理っていうか、計画に関しては、多少当初の想定と樹種も日程も、少し変更が出てくるということでしょうかね。改めてまた、部会員・部会員・

部会員・部会員さん、引き続き監督指導していただくということで、お願いをするのだと思います。
あとは現地確認をして、その後の意見交換にしたいと思います。

部会員：質問あります。

部会長：あ、質問が

部会員：2点ございます。一つは植栽の伐採・枝下ろしの資料1-1ですね。右側の表なのですが、82番というのが伐採の樹木の対象になっていて、なおかつ枝下ろしの対象になっている、これはだぶっていますけど、これはどういうことなのか、ということですね。

部会員：二本立ち。

部会員：え、二本立ち。82番も二本立ちの話ですか。

事務局：ごめんなさい。123番で説明をしていたのですが、それは樹木番号のほうです。

部会員：はい、わかりました。それとスケジュールがちょっと高校側との交渉の要因で、遅れるような可能性があるということなのですが、そういう、具体的にいうとどういうことが問題になりそうなのでしょうか。

事務局：はい。

部会長：どうぞ。

事務局：やはり学校の立場からすると、やはり急激な環境の変化というところが、教育環境の中で大きな要素であるで、とにかく遮蔽というところの確保のことは最大限神経を使ってほしいというようなことをおっしゃられているのですね。今までここで議論してまいりましたように、良い緑を創るためには一時的にでもやはりここまでやらないと、良い緑は創れないということでご説明させていただいているところではあるのですが、やはりそこに3年間しかいない生徒さんにとって、こういう状況というのはなかなか変化が大きいものだからというようなことで、なにがしかの手立てをどのように造っていくかということで、引き続き話し合いをしながらということで、今協議を進めているところなんです。

部会員：でもこれからは補植作業なのだから、これはプラスの作業だと思うのだけど、それでも問題なのですか。

事務局：はい。あの、そういう説明もさせていただいていますが、伐採のものもございまして、これは補植した樹木の生育のためにも、ということもご説明しているところではありますが、やはり更に遮蔽が一時とはいえ弱くなってしまおうというのが、悩みどころであるところをいただいております。そういったところを十分話し合いを進めながら、折り合いのつくところを求めてまいりたいと思っています。よろしいでしょうか。

部会長：かなり大変なのですか。

事務局：私から報告します。基本的にはこの案で進めさせていただきたいということで、今理解を求めております。ただ確かに補植や植え替えにからんで伐採があるというところがあって、現状以上に切るということに対して少し先方が気にされている部分もありますので。そこを今、この案をお示しして、ご理解をいただく手順を踏んでおりますので。あともう一つは、補植だけでは足りない部分をどうするかという話し合いを別途しておりますので、基本的には部会でお考えいただいているもので、あと予算の問題ですとかそういうこともありますが、進めさせていただく考えであります。

す。

部会長：はい。他に、なければ時間もありますから、次の議題2の方に関してのモデルケースの件に関して、本丸の植栽管理、修景作業についてのご説明をお願いすることになるのでしょうか。はい、よろしくをお願いします。

事務局：はい。それでは観光課城址公園担当課長でございます。私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。資料2-1をお開きいただきたいと思います。観光課の方で今年度実施をしたいと考えております小田原城址公園の修景整備のモデルケースについて、でございます。前回の会議でも一部ご提案させていただきましたけれども、ここで部会員をはじめとして何人かの部会員のかたとも意見交換をさせていただいて、整理させてもらって提出をさせてもらうものです。資料2-1の1ページ目ですけども、今回提案させていただくモデルケースは、昨年度に実施をした常盤木門周辺と本丸周辺の修景に続きまして、今回は本丸広場まわりを選定させていただきました。修景のコンセプトといたしましては、こちらにも掲げてありますけれども、昨年と同様に透かした枝葉の向こうに天守閣を見せることによって、和の風情を醸し出すというようなことでございます。また幹のラインを見せて、枝葉のボリュームをバランスよく整えることによって、樹木自体を美しく見せるということを目指したい、ということでございます。今年度の予算の関係から今回提案するのは、下の平面図がございまして、ここの、ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、①②③の三箇所でございます。常盤木門から常盤木坂、常盤木門から本丸に至る時に、そこで見せる景観の修景というようなことでございますけれども、次のページをお開きいただきたいと思います。そちらに修景対象木(案)としてございまして、①これは通称「ひよろ松」と呼んでいる、以前から間伐、伐採の対象としてご意見をいただいておりますものですが、こちらは単独で立っていて、小田原城の大松を主役として引き立たせる、そういったために間伐をさせていただきたいというふうなことで考えているものです。次の中段ですけども②A38、A40 アイグロマツの伐採間伐をしたいというようなことですが、これは当初は枝打ちによってなんとか修景整備をできないかと考えましたが、こちらの木は南側・海側のみに枝がありまして、そこを枝打ちしてしまいますとマッチ棒のような形になってしまって、なおかつ上部、マッチ棒の上の方はこんど二の丸側から、下から見た時に天守を完全に覆っている、そういった部分になります。そういったことから今回の修景に当たりましては、間伐をさせていただきたい。こういった二本の間伐をすることによって、常盤木門から天守を魅力的に見せるための最小限の間伐でありますけれども、最大の効果を得られるというふうに考えております。なおこの二本の間伐にあわせて、実際に作業を立ち会っていただきながら、周辺の樹木の枝も最小限、整える程度の枝打ちが必要になるかと思っております。それは現場で部会員をはじめとする皆様にご指導いただきながら実施をしていきたいというふうに考えています。続きまして次のページをお開きください。今度は三の丸広場の南側の公衆便所がございまして、その前のクスとマツ群。この部分は天守閣とその背後の箱根の山並を見せるという、そういった修景になりますけれども、クスは7本の枝下ろしと、枝下ろしで少し頭を詰めることによってクロマツが突出してしまうということになりますので、クロマツにつきましてはやむを得ず間伐をさせていただくということでございます。それをやることによって、天守閣と背後の箱根の山並との修景ができる、というようなものでございます。以上、本丸広場の①から③に示した、

全体ではマツ4本の間伐と、クス7本とアカマツ1本の枝下ろし、そういったことを行なわせていただきながら、緑を保全しながら天守閣を見せることができ、修景のコンセプトであります和の風情、城、天守と山並が一体化する景観が創出できるだろうというふうを考えております。なお次のページをお開きいただきたいんですけども、これは修景とは別に危険樹木ということで、クス群の中のA67番。こちらは、こちらの写真でもお示ししていますように、現状、建物に、幹がだんだん太ってきて抵触してしまっていて、このままいくと便所が壊れてしまうということもございますので、全体のクスのボリュームがあることから間伐をさせていただく、というようなことを考えております。こちらは報告ということになるかと思えますけども、よろしくお願ひします。また後ほど現地でもご確認いただきまして、ご審議いただければというふうに思います。以上でございます。

部会長：部会員、部会員が相談されているっていうことなので、現場の前にここで何かご説明ありますか。特にない。

部会員：ええ。

部会長：なければ。

部会員：基本的には今の事務局案で、とりあえず今予算枠内でいくということであれば、こういう範囲が限界だろうと思いますので、それで結構だと思いますが、ちょっと一言せつかくですから意見を申し上げて、意見と言うか一言申し上げるのですが。この南側のクスノキ群なのですね、これの枝下ろしをいろいろとしていただくのは大変結構なのですが、ちょっとこの部分もクスノキが少し混みすぎていて、お互いの樹木が牽制しあっている状況で、必ずしもいい環境にあるとは思えないので、こういうところはもうちょっと間伐して、一本一本のクスノキの生育をうまくあれしてあげたほうがいいのか、というふうには思うんですけどもね。ちょっとそういう意味で、土塁の際にあたる部分にクスノキが全体的に密集して生えすぎているという状況は、できるだけ緩和してあげていける方向のほうがいいのかというふうに思っています。

部会長：はい、わかりました。それは現地で再度ご説明いただいて。では現地の方へまいりましょうか。

現地視察

部会長：さて、よろしいでしょうか。再開をしたいと思ひます。まず、2ヶ所、議題1と議題2の件で、2ヶ所まわって現地を見てまいりました。現地で感じたことなども含めて、これまでの事務局の説明にご意見等のある方、まず議題1のほうからということにして進めたいと思ひますが。要は北側法面の植栽についてご意見のある方、いらっしゃいますか。

部会員：あの、質問でいいですか。

部会長：どうぞ。

部会員：事務局のほうにちょっと聞きたいんですけどね、法面が、非常に勾配がゆるくなっているところがあるんだけど、厳しいところがありますよね。そこへ植栽する場合、この図面を見ると覆土っていうかな、上に土をかけて、そこに植えるような絵が描いてあるのだけど、実際どの程度の盛土をして補植をするのか、その辺の具体的なことがわかったら、少し教えていただきたい。

事務局：部会長。

部会長：どうぞ。

事務局：図の覆土はイメージ図として示したものでして、土塁を中心に、昔あったものに上に土が被ったという意味で表示させていただいているので。

部会員：これは模式図でいいです。

事務局：で、実際に急な斜面の所への補植については、最低限の土は補充すると思いますけど、こういったふうには大規模な盛土をして斜面を浅くするっていうことは、今のところは考えてございません。

部会長：それでも大丈夫だという判断をされているということ。

事務局：はい。

部会員：土塁の方の多少の覆土がある、それにわずかなプラスくらいで補植は可能ということですね。

事務局：はい、そういうことです。

部会長：今のこの、ここでは覆土と書いてありますが、覆土の法尻みたいな所の意味は何かあるんですか。特に意味はないのですか。道路境界という理解もできるのかもしれない。

事務局：法尻につきましては、土塁の遺構から遠く離れておられるところですので、中高木を植えても、法の中ほどの遺構に関係ないところについてはシロダモ・シラカシを植えても大丈夫だという判断で、現地で事務局も説明しましたが、その辺の確認は取れております。大丈夫です。

部会長：基本的には堀だったのですか。

事務局：堀でございますね。

部会長：あそこに堀の形を造るみたいなことは、あまり考えておられない。

事務局：北側の法面についてはそういった復元は今のところ予定なしでございます。

部会長：はい、ということのようなのですが。

部会員：北側は法面に沿って堀がずっと続いていることは明らかではありますけどもね。ただあれは今整備的な感覚で堀をなんとかしようなんてことになる、ちょっとすべて計画を覆すということになる。今はやっぱり暫定処置として北側には補植栽で対応していくということになっているから、とりあえず暫定策として一応私としては、当面の容認はあってもいいのではないかとこのように

部会長：最終的にはお堀になるのですか。

部会員：最終的にはいずれにせよ、旭丘高校は史跡の中に入っていますので、いずれにせよそこは、いずれの時期かには史跡の対象として整備されるという方向になっているはずなので。これは今ここで議論を始めてもいた仕方ないことなので、当面暫定整備としての見方としてはそういうことになると思います。それからさっきの斜面の覆土ですけど、これどの程度か、特に下の方は心配ないけど、今部会員さんがおっしゃったように中間地点の斜面が、法面が出ているところはやっぱり影響が大きいですから、このへんはちょっとそれなりの手当てが必要かなというふうに思いますので、ちょっとその辺はきちんと対応していただければと思います。

部会長：他にご意見何かありますでしょうか。どうぞ。

部会員：はい。ではいくつか。この前も言いましたが、アオキとかヒサカキは、できたら他のものがないというのが希望です。他のところもそうですけど、下層が暗くなって、他の植物が生えないようなので。ここらへんの人にとっても珍しい植物でもないということ、ちょっと修景的にカボクなどのほうが多い方がいいというのが意見。それからもう一つは、あそこは土塁の続きですね、大外郭な

どとの復元なども考えれば、できれば大外郭のむこうのほうにある樹種等と拾い苗等で、できたら連続性が保たれるような、単に買って来た造園樹木を増やすよりも、できたらそういうようなことも考えていただきたいというのと、三つ目は、切ることに対しては特に問題はない、その通りでいいと思うのですが、急に明るくなりますので、下方植生がまた管理の仕方、それから今日見ても法面の所が相当荒れていますので、あれをいかにきれいにするか、それからそこをその後、下方植生、草刈なんかの管理が大変なのでその計画もきちんとしておかないと、ただ切っただけでは後がまた藪になってしまうと思いますので、この辺の計画もきちんとしていただきたいなと思います。

部会長：私もその三番目は同感で、あそこ明るくなってくるとけっこう雑草とか、崩落土だから、崩落土で落ち葉が入っているから、そうあれでもないのかもしれないけど、雑草がものすごいことになりそうな予感がするのですよ。そうなるのではないですか。だからそこらへんを注意しておかないといけないかなとは思っています。それから前に木を植えて土墨の法面が出てくると、その間になんかちょっと怖い場所が出てくるっていうのもなんかあるのかな、なんて現場を見て感じたのだけど。そういう点も含めて注意をされるといいなと思ったりしました。なにかご意見ありますか。

部会員：今おっしゃった、委員長、鬱蒼としちゃうというイメージをお持ちのようですが、それほど植えません。

部会長：あ、そうですか。

部会員：はい。木漏れ日が入って、下生えも安定して生育できるような、それが理想的なこの状況だと思います。

部会長：そうですか。私のイメージとはちょっと違って。

部会員：イメージは分かるのですが、アオキは放っておいても、今でも出てきているので、放っておくと多分五年もすればアオキの下層一般樹種になっちゃうんで、できたら他の、もうちょっと何かないかなっていう感じです。

部会員：いいですか。

部会長：どうぞ。

部会員：今見まして、委員から下方植生の話がありましたけども、今まで暗すぎて下方植生といわれる植物はあまり育ってないのです。で、ここで日を当てることによっていろんな植物が生えてきます。もちろん雑草といわれるようなものもたくさん生えますが、法面保護という意味では植物がある程度出てきて、それを定期的に刈るなり残すものは残すとか、そういう管理を何年かしていただいて、土が安定するような、そういう管理を今後必要かと思えます。

部会長：そうですね。

部会員：相当日が入りますのでね、思った以上にいろんな雑草もふくめて植物は繁茂してくると思います。以上です。

部会長：そこらへんも事務局というか、お考えになって植栽計画をうまく時間かけてやっていく。はい、どうぞ。

事務局：そのことにつきましては、日常管理の中でできる限り、っていうことですが、見苦しい状況にならないように努めてまいりたいとは思っています。

部会長：あと気になったのは、道路というのかなんというか、旭丘高校の車庫があって車の通り道があって

みたいなどころになっていて、そこいらへんの管理上の区分って言うのかな、そういうのをもうちょっと何かを考えておかないと、現状が私は必ずしもよく分かっているわけじゃないけど、なんかうまくやらないといけないのではないかなと思ったのですが。そこらへんも、今のところお考えがあるかどうか知りませんが、わかりませんが、考えていただけるといいなというふうに思います。このままでいくと、旭丘高校の敷地の延長みたいになっちゃう。

部会員：確かにそういう感じですね。

部会員：一点だけ。南側ですか、後ろ側の斜面は明るくなったので、下方植生生えてきましたけど、そのままなので、あそこももうちょっと初期の段階、去年くらいでうまい刈り方をしてくれれば、いい法面になるのですね。だから、それと同じように今度切ったら春かな、よくこまめに見て管理していけば、次の年からいいものになると思うので、是非そこらへんを考えて。

部会長：ほかにありますか、どうぞ。

部会員：私、とりあえず、今の方向の計画で進めていって、次の展開を見ないと、またいろいろ具体的な話もできないでしょうから、そうやって修正しながらやっていくということが、こういう作業の原則だろうと思いますから。まずそういうステップでいいと思います。それからさっき部会員さんが言った、外郭の樹種にみあったような連続性のある木を、というようなことを言っていましたけど、その樹種というのは具体的に言うとはどういうことを指しているのですか。

部会員：そこがわからないから、逆に研究してやるというか、学術的な方向でやっていただきたいと。

部会員：ああそう、はい。

部会員：現段階でどの樹種っていうことは。

部会員：部会員さんが言う外郭というのは、この城内という意味ではなくて。

部会長：八幡山古郭ですとかあっちのほうですね。

部会員：小田原周辺のことですね。それはまあ、郷土的な植栽っていうのを望まれているっていうのも、今回選んだものでも、カエデなんかを除けば、だいたいこのへんのあれに入っているのではないですか。

部会員：だから地域資源ってことで言えば、理想的には近くの間から古来からのやつを拾い苗すれば理想的ですけど、いろいろあるでしょうから。できたらそういうのがいいかなと思います。

部会員：まあ公共事業としてやるわけだから、流通しているものから材料をピックアップしないと、土地のっていうことになっちゃうとかなり費用もかかりますのでね。

部会長：はい、じゃあ議題1につきましては、今日の報告で基本的にはこの部会として了承した。でもいくつか、管理というような観点で時間をかけて見ていかなきゃいけないということが、まあ当然のことですが、全体として注意をされて進めていただきたいということで、まとめにしたいと思います、よろしいですか。

部会員：はい。

議題1は了承された。

(2) 城址公園全体の植栽管理について

部会長：では議題の2の方の、モデルの方でありまして、この件についてのご意見を求めます。本丸周辺の植栽の間伐ないしは枝下ろし等についてのご意見ですが、お有りの方いらっしゃいますか。どうぞ。

部会員：切ることに關しては、異存はないのですが、木の下のことなのですが、今下のところがコケが生えるようなかたちで木の下に入れないようにしている。今度木を切る分少し面積がその分減りますので、それも考えて、できましたら今ある、残っている木は直接人が下に入らないような形に、同様な形に工事していただくことを要望します。

部会長：その他にはないでしょうか。私の意見ですが、ああいう形で徐々にいろんなものが進んでくると、さっきも現地で申し上げたけど、トイレがこれでいいのか、みたいなことを、つつい思い始めてしまっ。特にあの、こちら側のトイレがないと海がよく見えますよね、そういうことも気になるねという。

部会員：一番あって欲しくないところにあるのですよ。

部会長：目隠しになっちゃう。

部会員：申し訳ないけど。

部会長：だから植栽のことだけではない、要は全体のなんていうか風景作りじゃないですが、もうちょっと考えていただいて。せつかくのトイレを今壊すということも、あれなのかもしれないけど、やっぱり本丸から、もちろん天守閣に上がれば見えるのだけでも、本丸からもちゃんと海が見えていたよ、っていうことは大事にしていきたいことですよ。木ばかり相手にしているだけじゃなくて、もっとデザインというかそういうことを感じられる場所にしていきたいというのを私は思いましたけど。北側のほうの問題もあると思いますけど。

部会員：ですから、この本丸は小田原城の全体的な計画の中でも最重要の場所ですよ、あそこ。

部会長：そうですね、はい。

部会員：ですから、それこそ今あそこになければいけない施設ですよ、そういうもののデザインから場所から総合的に植栽と絡めて、お考えいただけないと、あそこは小田原城のほんとの目玉のところですから。

部会長：はい、分かりました。私がちょっとうっかりしていたのですが、資料2-2 というのがありまして、この資料2-2 についての説明をまだいただいていなかったもので、これを観光課のほうからご説明いただくのかな、よろしくお願ひします。どうぞ。

観光課：部会長、それでは私の方からご説明をさせていただきたいと思ひます。小田原城址公園における観光課の植栽管理基準について(案)ということで、これは以前からこちらの部会の部会長からもたびたびご指摘をいただひています。危険樹木の取り扱ひに關しての基準とですね、観光課なりの基準なり尺度が必要ではないか、というようなことでご指摘をいただひしておりましたので、卓上に配布されているものになります。ペラ一枚ですね、資料2-2 でございます。これは観光課でございますね、検討した結果、整理をさせていただきました。この植栽管理基準につきましては、1 点目として「日常的な管理」。これは通常我々が城址公園係りとして行なっているもの。2 点目としては「危険樹木の取り扱ひに關する基準」(案)でございます。1 ポツ目として日常的な管理作業、これは通年の整枝・剪定および刈り込み作業。2 ポツ目として枯れ枝や病虫害被害木などの整枝・剪定。3 ポツ目として現状で施設等に接触している樹木の整枝・剪定。4 ポツ目として史跡並びに公園景観維持

のための整枝・剪定。5ポツ目として台風等の被害を受け、枝折れした樹木の回収撤去作業、こういったものが通常の日常管理としてやっているもの。これは日常的に観光課城址公園係で園丁職員を中心に実施をしております、現在も本日もウメとかロウバイの剪定を行っております。これはこれまで通り植栽専門部会への報告はしていないものでございます。続きまして2として、危険樹木に関するものでございますけれども、こちらは1ポツ目として枯死したと認められる樹木の枝下ろし、伐採。2ポツ目として生育不良や腐朽・老木化が著しい樹木の枝下ろし・伐採。3ポツ目として樹形の傾斜、根元の地形が不安定な樹木の枝下ろし・伐採。4ポツ目として台風その他災害被害により劣化、弱体化した樹木の枝下ろし・伐採。5ポツ目として施設等に接触し損壊させる恐れのある樹木の枝下ろし・伐採。そういったものが危険樹木の範疇としてあるということです。こちらについては観光課において判断して対応するんですけども、これらの作業を行なう場合には、現在も同じですけども植栽専門部会において報告をさせていただくというようなことでございます。で、緊急を要する場合については、直ちに対応しなければいけませんので、そういったものについては事後報告になりますけども、部会の開催前にタイミングが合えば事前に報告していきたいというふうに考えています。以上が観光課の城址公園係としての植栽管理の基本的な取り扱いを整理したものでございます。このほかにも観光課として独自に判断というよりは、やはり植栽専門部会に諮りながら進めるべき課題といったものを、改めまして今回文化財課とも調整して整理させていただきました。それは文書ではお示ししていませんけれども、口頭でお話させていただきたいと思えます。1点目としては密植性が高く、樹木相互の健全な生育環境が損なわれていたり、あるいは公園の植栽として配置、あるいは組み合わせが不適切である樹木類の管理、これは公園管理者として適正な植栽管理を進める上で必要なものであろうというふうに考えております。2点目としましては、城郭遺構および景観形成の障害になる恐れのある樹木の取り扱い。これは天守閣、城門等の景観を阻害する樹木、あるいは石垣や土塁など城郭遺構に悪い影響を与える樹木などが相当する、と考えています。3点目としましては、史跡整備の計画対象エリアやあるいは公園施設の設置あるいは移動に関する樹木の除木、伐採とかですね、そういったものなど、史跡整備の進捗との関係で検討すべきものです。以上の三点がございまして、大きく分けて、ですね。現在史跡整備エリアにつきましては、今、御用米もそうですけど文化財課が対応して、それ以外の城址公園の全体は観光課が所管して樹木の管理を行なっているという形です。今回も提案させていただきましたけども、小田原城址公園は史跡小田原城跡の本丸・二の丸であるという、史跡である。またかけがえのない、小田原の中心市街地の緑地であり都市公園である。その二つの顔を持つわけですので、城址公園として公園管理者である観光課がこれからも適切な植栽の管理を行なう必要があると考えております。昨年度11月に最初のモデル修景をさせていただきまして、だいぶ観光客あるいはいろんなところから「少し良くなったね」というふうなご意見もいただいておりますので、本日も二回目のモデル修景の提案をさせていただいたところですけども、来年度以降もその都度こちらの専門部会の皆様に修景案なり、必要な管理・修景、そういったものを提案させていただいて、お諮りさせていただきたいというふうに考えています。そういったモデルケース、そういったものを積み重ねることによって公園管理者として観光課としても経験を積みながら、よりよい小田原城の史跡と緑の関係を作っていきたい、そういった経験も積ませていただきたいというふうに考えています。以上

でございます。

部会長：はい、ありがとうございました。今のご説明に関して、どなたでもご意見、質問があればお願いします。

部会員：いいですか。

部会長：どうぞ。

部会員：これは植栽で今問題にするのがいいのかどうか分からないのですが、今日も久しぶりに本丸に上って、天守閣周辺を見させていただいたのですが、天守台の石積みの下とか、ふもと、ね。あるいは常盤木門の入り口、確かあれを造った時は、和風庭園的なものを造ってきれいにしましょう、というようなことで造ったように記憶しているのですが、あれが今必要なかどうか、っていう感じが。まあ他の立木も切って伐採したり枝下ろししたりして、城址らしく見えるようにしている時に、善意でやった行為であるけれどもあの日本庭園的な小さな樹木を、あるいは石灯籠かなんかもありましたかね、ああいうものを置いておく必要があるのか。むしろないほうが、石積みの美しさやなんかは、あるいは高さが強調されるのではないかな。これは史跡整備・調査委員会の方で問題にすべきことなのかもしれないけども、多少、観光課がなんか緑を管理するので、そのへんもちょっと考えた方がもういい段階かなというふうに思っているところ。一つの意見です。

部会長：はい。いかがでしょうか。私もあれも伸びすぎている状態だと思いましたが。はい、どうぞ。

部会員：今大変いい提案をされたと思いますね。その件について気にしている方はもう何人か既におりまして、意見を言っていました。この専門部会でも先生なんか石垣の見せ方については相当いろいろご意見もっているし、当然そのへんをもう一度、景観の修景の整備のしなおしという面から手を加えていかなければならないという面がいろいろ出てくると思います。ただ、いずれにせよ、本丸の本格的な整備となると、これはちょっとまだ先のことだし、これは実際のところ発掘調査とかいろいろ手続きを経て、改めて修景の計画をしなければならぬというところになりますけども。ただそれまでのあいだは暫定修景として、よりよい修景を整えていくという手立てがやっぱり必要だろうと思いますので。それはそろそろ積極的に取り掛かって、よりよい美しい形に整えていくと、いう作業はこれから積極的に入っていければいいなというふうに思っています。今回の提案している面については、こういう形で進めていただいて、またその、景色を見ながら次回のありかたを考えていくということでもいいかと思えます。それから先ほど出ましたトイレの件ですが、これは言うなれば都市公園としてのあり方ですね。これはやっぱり城址公園、城址を中心にした都市公園のあり方ということで、整備を、修景をやっていく必要があるのですが、今トイレは両方とも非常に一番具合の悪いところにあるのですね。これちょっとほんとに観光客を迎える姿なのかという、大変疑問を持ちます。そういう点ではトイレの位置は、できるだけ早い機会に変えていかなきゃならないだろうと思いますのでね。その候補地がないわけではありませんけども、また機会がありましたら、それはそういう提案させていただきたいというふうに思っております。以上です。

部会長：ありがとうございます。他に。

部会員：現在でもお城の上り口などは、木のそばまでアスファルトで固めてしまっているようなかたちですけど、木のことを考えれば、そこにちゃんと空間を作ってあげる、だからそろそろ道とか全体の木のありようみたいな、だからそろそろその全体の計画、植栽の場所などを、ぜひ、こういう木のこ

とだけじゃなくて、きちんと考えていただきたいと思います。

部会長：はい、私も同感ですね。先ほど私の意見をちょっと言わせていただいた、資料2-2で事務局さんのご説明があったのですが、1、2、3とありまして、3はまだ口頭でしたが、2から3に入っていくと、どんどん伐採するということだけではなくて、じゃあその風景をどうするかとか、植栽を変えていくとか、何か少しロングスパンの計画が必要であって、そのために植栽委員会に報告だけではなくて、場合によってはどうするかということも協議していく、議論していくという場でなければならないんだらうなというふうに思っていました。そのためにもこの部会があるわけですから、そのことを一言だけ付け加えておこうかなと思ったら、今、部会員さんがおっしゃったように、これ毎回言われていることなのですが、全体計画がいるねと、で、それは植栽の全体計画というよりは、本丸・二の丸、史跡としての保存管理にもつながる全体の整備構想の見直しというか再構成なんでしょうね。で、これは調査整備委員会の方でも既に話題になっていることではあるんですが、やっぱりそこをぜひ事務局に進めていただくということを改めて、していただきたいということを改めて感じたものですから、そういうところに徐々に話題がシフトしていくといいなというふうに思いました。事務局に意見としてお伝えしておきます。

事務局：はい、部会長。

部会長：はい、どうぞ。

事務局：おっしゃられる通りでして、ここは緑を議論する場ではございますけれど、そこを突き詰めてまいりますとやはりいろんな要素と関わってくる部分っていうのが見えてまいります。構想は構想としてきちんと全体を目配りしていく必要もあるのですが、こういった議論の場に出てきた視点というもの大切に掬い上げられるようなかたちで検討作業を進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

部会長：よろしく申し上げます。観光課さんと文化財のほうと、ちゃんとタグマッチ、タグマッチじゃない、共同作業にさせていただいて、物事を進めていただけるのが一番望ましい姿と思うので、敢えて申し上げておきます。あと、なんかございますでしょうか。

部会員：はい。

部会長：どうぞ。

部会員：前も部会長おっしゃったようにですね、この植栽部会っていうのは木を切る切らないの諾否をする場ではないとおっしゃって、それは記録に残っています。僕もその通りだと思いますが、それは今、皆さん諸先生方が基本構想を作らなければいけないのだ、ということが前提にあってはじめてこの委員会が機能すると思うのですが、上級委員会の調査整備委員会をうんぬんするわけではありませんけども、あれが要するにお城の形を作っている委員会ですよ。そこにこのあいだはさらに植栽部会の審議内容を加味しろということで、委員長が事務局にそれを指示されたので、多少線引きだけから植栽のことまで出てきているなど思うのですが、それをもっと例えば作業っていうか、それを明確にさせていただかないと、それぞれすばらしい意見が出て、それを取りまとめる事務局っていうのが、私、大変だろうと思うんですね。だからもう一度骨格作りについて真剣に討議をしていただきたい、上級委員会についてもですね。それからこの委員会も単なる伐採許諾の委員会ではないだということを再確認してもらっていったらどうかなというふうに思います。それからこの委

員会ができた、専門部会ができた動機っていうのは、この史跡小田原本丸・二の丸植栽管理計画っていうのは、部会員さんが努力されて、「部会員委員会」と私たちは言っていますが、その結果、市の教育委員会が22年5月31日にそれを出したんですね。それにいろんな伐採だとか枝下ろしだとか、どうのこうの書いてあります。これはもう既に、史跡整備とは関係なく5年間でするんだっていうふうなことが書いてあるんですけども、既に3年も経過し、で、依然としてそれについては、これは生きてのか、死んでいるのか、これはまったく棚上げにして、新しく考えるのかっていうふうな論議がされていないままになってきていると思いますので、このへんも曖昧って言うかわからないと、審議のしようが、その日その日、その会議その会議で審議に終わってしまって、せっかくのいい意見が基本構想に僕は反映されていかないんじゃないかって思いますので。それは注文っていうかお願いって言うか、スタンスをしっかりと考えろよっていうことで、発言をさせてもらいました。

部会長：はい、ありがとうございました。私も植栽専門部会の、っていうか計画の方の委員でもありましたが、その当時にも全体構想どうするのっていう、昔の基本構想でやっていて、それでそのままこの植栽管理計画がうまくいくとは思えないよっていう意見は当然あったんですよ。ですからその時点から全体の基本構想との関連、見直しも含めて、関連で植栽の問題だけではないもっと幅広い、つまり以前の基本構想に、その段階で必要だったことと、それからそれが発展してきたことによって新たな要素が加わってきているという要素がいくつもあるのだと思います。それらを束ねて新しい形にするって事は絶対必要なことであって、これは皆さんそう感じておられること。ですから事務局もそこは、これからがんばってやりますとかおっしゃっているんだけど、進みがあまりよろしくないという気がするけど。ただそこは是非この部会もそうですし、委員会としてもそこに進んでいかなければいけないというふうに改めて思うし、事務局にもお伝えをしたいと思うんですけど。そうなるよ。

部会員：ちょっといいですか。その件について多少の言い訳も含めて少し問題を整理しておきたいと思いますが、基本的には整備員会では全体の暫定整備のことも含めて全体の構想を作っていないといけないうことは、もう既に数年前からさかんに言われてきたんですけど、それを設定するまでに至るような、今、事務局はそういう環境にないというか、とってちょっとそこまで手が回りませんというというのが実態だろうと思います。だからちょっと気の毒であんまりそこをせっけないんですけども。これは単なる発掘調査による整備だけの問題ではなくて、やっぱり公園全体の整備のあり方に関わりますから、文化財課としては守備範囲外の発想も相当取り込んでやらなきゃならないという難しい課題を備えているし、城址公園の担当のほうも発掘調査、城跡整備ということがどうもよく皆目分らないところでの、公園管理をなんとなくもう漫然とやってきたという流れの中で、なかなかうまくこうそのへんがドッキングして次の計画に進むという、そういう環境を整えてこれなかったということなんですね。ですからそれは是非、今後やっていただかなければならない急務だとは思いますが。そういうことで整備委員会も暫定整備案というのは、早くやんなきゃならないだろうというふうに思いますので。これはどういう仕掛けでやっていくか、つまりどうすれば早く進められるかというのは事務局で考えていただくということですね。それからもう一つ、前のいわゆる植栽管理計画の報告書の件につきまして、今まあ5年計画で伐採うんぬんの計画が出

されたとありましたが、これちょっと違ましてね、伐採・枝下ろしの案は、これは長期計画の中で出している案でありまして、5年計画で出そうと言うのは、いわゆるビューポイントを整理するのは5年くらいでやりましょう、という分け方で出しておりますので、そのへんはお間違いないようにしていただきたいというふうに思っております。ま、実際に今、こうやってビューポイントの整理が進んでいるわけですから、このまま順調に進んでいけばある程度の整理はつくだろうというふうに私は見ております。

部会員：ちょっとそれについて質問しますけどね、いいですか発言しても。

部会長：どうぞ。

部会員：ビューポイントのことだとおっしゃっている、これを読むと確かにそのとおりなのですが、それで進めるに当たって、それが今度のこの委員会ができた一つの発端みたいな感じだと私は受け止めているんですね。今おっしゃったように調査整備委員会がこれから植栽も含めてちゃんと検討していかなきゃいけないという中に、ビューポイントのやつを取り上げて、これを、管理計画を出されたというふうに承りましたが、やっぱりそのへんは整合性を持ってやらないと、これはビューポイントの計画だよ、これはこうだよと言うのでは、やっぱり審議していても何のことやら、どこでやるかっていうのは分からないと思います。ですから上級委員会に注文をつける意味じゃありませんけども、上級委員会がそれをしっかりと踏まえたいうえでやってもらわなければ困るというのは私の率直な意見です。

部会長：まあ、あの

部会員：それから併せて事務局が大変だとか非常に思いやりのある発言をされましたけども、委員会というのはね、ねというのは悪いけど、すべて事務局が案を出してきて、それを検討してこれをいいの、ああのということではないだろうと思います。方向を出すのも委員会の一つの仕事だと思いますので、この方向でこういう素案を作ってきてくれないかと言わないと、いつまで経っても事務局が忙しいから申し訳ないっていうんじや、これは事務局にしてみれば、かばってもらっているようだけど、大変だと思いますよ。そこはやっぱり認識を持って、委員で委嘱を受けた方々ですから、姿勢を持って臨んでもらいたいと私はそういうふうに思いますし、ここでもそういう意味で発言を続けていくと思います。

事務局：はい、部会長。すいません、あの事務局がちょっと、かばっていただくのはありがたいのですが、やはり我々がしっかりやるべきことの認識をもっております。ここで御用米曲輪の整備をめぐってのご議論っていうのが大変厳しい中で知恵を絞っていただくところが続いたものですから、なかなか本来のところに戻れないでいたというのも確かなのですけれども、ご指摘のように、その少し手前は毎木調査を城址公園全体でやっていただいて、そういったことと、昔はどうだったのかとか、途中写真に残っている姿はどうなのかとか、そういうことも併せていって、それから遺跡のことも加え、ゾーニングまでもっていかなきゃいけない。今日はいらっしやいませんが部会員からもそういうことをいただいております。その点は私どももしっかり踏まえて、そちらのほうへシフトしていきたいと思っております。それにはかなりの時間がかかるからということになりまして、昨年度からモデル修景ということをやって、そういったもののフィードバックも活かしながらということで、現実アクションももちながらプランもやるというような今流れで思っておりますので、ここ

のところは本来的なところに少しでも戻せるように事務局としても努力したいと思っていますので、どうぞご理解いただければと思います。以上です。

部会長：よろしいでしょうか、それで。私一言いうと、全体整備構想を考えるにしたって、今の発掘、中世遺構をどうするかということだって、相当おおごとですよ。あれをどうセットするかによっては、全体計画、変わってきますから、全体構想が。そういうなかなか難しい時期にありながら、一方で物事は進んでいきますので、文化財課、何十人も何百人もいるわけじゃないから大変だと思うのですが、頑張ってくださいしかないなと思います。もう時間も4時半に近くなりますので、もしご意見がなければ

部会員：部会長、一点だけ。細かい所一点。今度補植が始まるわけですけど、補植した樹木の遺伝的な来歴をできるだけ詳しく、今後のために記録していただきたいと思います。で、将来補植があるときにそういうのをデータベースとして残すようによろしくお願いします。

部会長：はい、その点を記録をしっかりとっていただきたいと思います。それではそろそろ締めたいと思います。今日は前半に申し合わせ事項の議論がありましたが、一応議事録に残すということで、基本的には部会員の方々の常識というか、良識の中でこれは進めることが最もベストだと思いますので、それを再度確認するというので、まとめさせていただきます。

議題2は了承された。

部会長：議題1、議題2に関しては事務局の案に関して、概ねって言うか基本的には了解ということで、今日の会議を終わらせていただきます。ただし、いくつかの付帯意見的なものがございましたから、それは事務局としてちゃんとノートしていただいて、今後の対応をお願いします。それからもう一つ、事務局のほうから説明があられた植栽の管理基準ということに関しては、これもこれでいいんですが、お城全体の植栽専門部会ではありながら植栽の問題だけではない、どうしても全体のお城の整備の姿というものを、その整備の方向性、スパンとかそういうのがとてもここで議論する上でも大事なものですから、そのことは改めて事務局の方で調査整備委員会との関連も踏まえて、きちんと、お忙しいかもしれないけど、進めていただけるといいなという、意見が植栽専門部会の意見として皆さんほぼ同じ意見をお持ちだというふうに思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。何かなければ、次回の日程はいつ頃かということをお聞きしておけばいいのかと思いますけど。

事務局：はい、部会長。

部会長：どうぞ。

事務局：次回の日程ですけど、今のところまだ具体的な日程は考えてございませんけど、可能であれば2月下旬の頃、第4回を開催できればなどは考えておりますので。また皆さんのほうにメールなり問い合わせをさせていただきたいと思いますので、お返事いただければ調整を差し上げてその結果をまたお知らせしたいと思います。よろしくお願ひします。

部会長：はい。わかりました。ありがとうございます。さてこれで今日の会議は閉じようと思います。毎回ですが長時間ご苦勞様です。なんとか4時半には間に合った。皆さんご協力ありがとうございます。

た。
事務局：ありがとうございました。